

平成24年度 図書館協議会 臨時会 議事録

平成25年3月27日(水)

午後2時00分

サンガーデン 会議室

副館長 それでは、時間になりましたので、開始させていただきます。本日は、お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございました。ただ今から、図書館協議会臨時会を始めさせていただきます。開会に先立ち委員の交代がありましたので、ご紹介させていただきます。昨年までトヨタ自動車北海道株式会社総務課の伊藤文人さんに委員をお願いしていましたが、会社業務の担当変更により、本年1月に交代の申し出をいただきました。後任として同社の総務部主査でございます深澤治稔さんにお引き受けいただくことになり、本年1月25日開催の教育委員会で承認をいただいております。深澤様一言いただけましたら、お願いいたします。

委員 皆様こんにちは。トヨタ自動車北海道の深澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

副館長 ありがとうございます。よろしくお願いたします。本日の会議は10名の委員のうち7名が出席ということで、規則に定める定数を満たしておりますので、この会議が成立しています事を、ご報告させていただきます。会議に先立ち、館長よりご挨拶をさせていただきます。

館長 お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。年度末を控えまして急なご案内を申し上げましたことをお詫び申し上げます。本日は昨年11月に諮問に対して答申をいただきました。その後、市議会、社会教育委員会会議等を経ておりますので、その後の経過等を踏まえまして、ご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

副館長 それでは早速会議を始めさせていただきます。会長の進行でお願いしたいと思います。

議長 はい。それでは、11月から、5ヶ月くらい経つんでしょうか。早いなあと思っておりますけれども、今日は臨時会ということですのでよろしくお願いたします。次第に沿って進めてまいりたいと思っておりますけれども、2番目の議事ということで、中央図書館への指定管理者制度導入について経過からその他まで一括して図書館長の方から説明をお願いします。

館 長

それでは、まず経過について先にお話をさせていただきたいと思います。昨年 11 月に答申をいただきまして、その答申に対する考え方を整理し、公表すべきところと考えておりましたが、12 月議会や社会教育委員会の開催準備など、輻輳する業務の中で、公表が遅れてしまった事につきましては、お詫び申し上げなければならないと感じております。既に皆様も議会の議論につきましては、傍聴されておられた方や新聞報道もありましたので、ご承知かと思いますが、12 月議会本会議では、5 つの全ての会派と無所属をあわせて 6 名の議員の方々からそれぞれのお考えや、それぞれの立場の中で質問がありました。あわせて、開会中の常任委員会であります文教経済委員会に対しましても、説明をさせていただいております。この議会におきまして、取り組み方や、いただいた答申に対する考え方について答弁をさせていただいております。その後、議会閉会後に、年末になりますけれども社会教育委員の皆さんに関係資料を先に配布させていただき、年が開け 1 月 18 日に社会教育委員会議を開催させていただいております。その上で説明をさせていただき、ご意見をいただいております。その質疑につきましては、既に生涯学習課のホームページに議事録を公開させていただいておりますが、その要旨を本日お配りさせていただいております。さらに、本年 2 月議会の代表質問におきましても 3 会派 3 名の議員からそれぞれご質問をいただいております、あわせて文教経済委員会へも経過及び取り組みについて説明をさせていただきました。これらの議会での主な質疑といたしましては、制度導入の趣旨や図書館協議会での議論や諮問経過。そして、答申への見解、考え方とその対応をはじめ、他都市の状況など多くの質疑が行われました。こうした動きの中で、昨年 11 月の答申後に毎月継続的に教育委員会の中で勉強会を開催し、協議を続けていただいております。教育委員会の最終的な判断というのは、多分、4 月中には教育委員会として一定の判断に至るものと考えております。以上、今までの答申後の動きについて簡単ですけど説明をさせていただきました。続きまして、お手元の資料に基づいてお話をさせていただきたいと思います。まず、中央図書館への指定管理者制度導入の取り組みについてということで、教育委員会として私どもが取り組んできた中での考え方ということでお示しさせていただいております。はじめにということで理由を述べさせていただきますが、やはり予算の確保、情報化の進展など時代の変化に伴う利用者ニーズへの対応など、様々なことが図書館には求められております。そうした中で、人事ローテーションによる一定期間での職員の異動や、専門的人材を図書館の専任職員として養成することが大変難しい状況にあります。併せて、そういった職員を中々採用できないということも一部あります。その一方で専門的な事業者というのは、社内でも育成した専門的人材を多く抱えており、図書館運営に関するノウハウを有しているというようなことから、制度導入によるサービス向上が他の自治体では評価されてきているんだらうと。数字について多い少ないという判断はあろうかと思いますが、少ないながらも伸びてきているという現状がそれらを物語っているのではないかと考えております。そ

ういった専門の民間事業者が持つ能力を活用しながら、図書館運営に関する費用の削減と、市民サービスの向上を図ってまいりたいと取り組んできております。次に導入の効果といたしまして、費用の削減、それから市民に対するサービスの向上ということで、それぞれお示しをさせていただいております。併せて2ページ目になりますけれども、皆様からいただいている様々な懸念される点についても、あくまでも行政として図書館というものについては、懸念される問題は対応可能だろうと判断しております。皆様からいただいた懸念材料について協議をし、いずれも対応可能だろうというようなことでお示しをさせていただいております。次に3番目の市民説明と社会教育委員会への協議ということですが、この資料は昨年12月に公表しておりますので、併せてその段階でお示しをさせていただいております。4番目につきましては、今後のスケジュールということで、昨年12月段階でのスケジュールをお示しさせていただいております。今後のスケジュールにつきましては、あくまでも教育委員会の最終的な判断を待つことになるわけですが、4月中旬くらいまでにはその判断が見えるのではないかと考えております。そうした上で、6月の条例改正に向けた取り組みをしていきたいと考えております。その他のスケジュールにつきましては、通例の苫小牧市における指定管理者制度導入の手続きの流れの中で進めてまいりたいと現段階では考えております。そういったことで、教育委員会の判断がいつになるかということが前提になるかと思っておりますが、それに沿って進めていきたいと考えております。次のページには、他市における指定管理者制度導入済み図書館の多彩な事業例と成果ということで、制度導入をした色々な図書館で行われていることと、その成果と評価というものも下の方に示させていただいております。それぞれの地域の実情や、歴史、文化がありますので、一概にこれが全て可能で、良いということではないと思っております。従って、そういったことも視野に入れながら、今後取り組んでいきたいと思っております。これらが全て苫小牧市に該当するかといえばそうではないんですけれども、一つの例としてお示しをさせていただいております。次に図書館協議会からいただきました答申に対する考えということで昨年12月12日の段階で整理をさせていただいてホームページ等で公表させていただいております。指定管理者制度導入のあり方について、図書館協議会に対し諮問させていただきました。図書館協議会においては、本当に長い時間をかけて丁寧な検討と審議をさせていただいた上での答申であり、市民の声の一つとしてまとめていただいたものと受け止めさせていただいております。この答申とあわせ、今までの議論経過等については、そのまま教育委員の方にご報告をさせていただいております。中段以降、答申における指定管理者制度導入に対して懸念される問題に対する考えということで、諮問に至る間に協議会に対して指定管理者制度導入に関して一言も言及がないというご指摘がございました。このことについては、指定管理者制度導入の方針やスケジュールについては、図書館協議会に説明させていただいております。ただ、指定管理者制度については市民サービスの向上や専門的人材の確保、及び運営コスト削減のため導入が必要と考えているところです。なお、導入の是

非について協議会に諮問する考えはございませんが、制度導入に際し、導入のあり方について今回協議会に諮問させていただいたものです。というように答弁させていただきました。その他2番目以降から、答申概要に沿った形の中で13項目に渡りまして考え方を示させていただいております。協議会委員の皆様にはご苦勞をかけて、まとめていただいた答申ということで、それに対する回答云々という部分はあろうかと思えますけれども、こういう形の中で教育委員会、スポーツ生涯学習部内で検討し、まとめさせていただき報告をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。以上、大変簡単ではございますけれども、今までの経過、それから公表させていただいております考え方、取り組み等についてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

議 長 今、館長から説明がありましたけれども既にペーパーとしてまとめた答申をあげておりまして、それらも材料といいますか、教育委員会なり市議会なりに取り上げられているということで、既にステージが次のほうに進んでいるのかなというように思うわけですが、そういう中で今日の協議会ということで、ちょっと位置付けが私も理解できない部分もあるんですけれども、それはさておき今、説明がありましたのでご質問があればお願いしたいと思います。

委 員 まず一番最初に、11月2日に答申させていただいて12月8日にホームページに開示されているんですけれども、1ヶ月以上掛かっています。先ほど館長が、遅くなって申し訳ありませんでしたというお話もございましたけれども、まず答申を一日も早く市民は知る権利があるんじゃないかなと思います。答申が遅くなったにも係わらず、さらに1ヶ月以上開示が遅くなったというのは、早く求める市民の目線がちょっと欠如していたのではないかなと思います。しかも最初、考え方を添付しなければいけないというお話もあったと思いますけれども、答申と市の考え方はまったく別物ですので、一緒に掲示する必要はないと思います。そういう点では、なぜ遅れたのかという理由をもう一度きちんとお伺いしたいなと思っております。それと、様々な懸念を示した図書館協議会に対して、考え方というのがさらっと2ページくらいで終わっておりまして、なぜ懸念、危惧される全てのことに対して対応が可能であると言い切っておりますけれども、いつ、どこで誰が責任を持ってどのように対応が可能なのかという説明が全くされていないので、具体的にどういうことなのかというのをきちんと1つずつお示しいただければと思います。まだたくさんありますけれども、とりあえず2つだけお願いします。

議 長 他に質問お持ちの方いらっしゃいますか。

全委員 特になし。

館長　　まず、答申が遅れた理由ですけれども、答申をいただいた後、図書館あるいは部内で検討しなければいけなかったこと、大事に扱わなければいけない。大事に対応しなければいけないということが大前提にありました。そうしているうちに12月議会を控えながら様々な業務の中で、捕らえ方によれば、怠慢というお叱りをいただいてもやむを得ないと思いますけれども、そういった部分できちんと責任ある説明をすべきだろうと考えておりました。その中で時間的に遅れてしまったという一つの要因はございます。ただ、ご指摘のとおり遅れたということは間違いないことでもありますので、そのご意見は承らなければいけないし、受け止めなければならぬと考えております。それから、もう一点。もう少し一点ずつ細かくきちんと責任ある回答をすべきではないかというご指摘がございましたけれども、それぞれについて全ての項目を整理した上で、一つの方角といいますか、そういった部分で対応していました。答申の内容は、当然細かい部分はありますけれども共通する部分もありますから、こういったことでまとめさせていただきました。

議長　　ということですから…。

委員　　あまり納得はいきませんが、きちんと時間を掛けて諮問に対して答申をしたわけですから、一つ一つに対して答えていただくということがあって然るべきかなと私は思いました。

委員　　今の点に関わってよろしいですか。取り組みという点についてですが、何ヶ所か民間事業者が優れているというニュアンスの説明があるんですね。1ページの上から10行目くらいから。一方、図書館の指定管理を行っている民間事業者は、社内で育成した専門的人材を多く抱え、図書館運営に関するノウハウを有している。また、公立図書館に占める指定管理者の割合も増加している。このようなことを言っているんですけれども、ノウハウを持っている。あるいは専門的人材を多く抱えている民間事業者というのは、一社なのか複数なのか。もっと言えばどの民間事業者、どの企業を調べてこういう評価をされているのか。これあちこちに出てくるんですね。議会に説明する時もそうです。民間事業者、企業には社内で育成した専門的な人材がたくさん居る。だから、その民間事業者に任せるという理由付けがあちこちに出てくるんですよ。是非聞きたいのは一社のことを言っているのか、複数のことを言っているのか。例えば北海道では、二社か三社か入っていますけれども、そのうちの一社は非常に評判が悪いんです。そういうこともある訳なんだけれども、ここは何処の業者のことを指して図書館運営に関するノウハウを持っているとか、優秀な人材を抱えているとか。どの業者を調べられてこういう判断をされているのか。これ、知らない人が聞けばすごいな。それじゃ今の図書館の職員よりも、はるかにいいんだろうと誰だって思うんです。それはペテンだと思う。なんの業者の名前も言わずに、しかもどんなノウハウを持っていて、どんな事業者なのかを言わず

に、こういうように抽象的に言って納得させようとしている。現実的に千歳の指定管理者はどうなのか。実際に私は函館の指定管理者のところに行って、ある資料を探しに行った時に全く対応できなかった。そういうような指定管理者が実際にあるんですよ。それなのにも関わらず、こういう抽象的な文言で押しえつけるような説得の仕方をしている。これを明らかにしていただきたい。ついでにもう一つ、導入の効果のところ、2月の市議会では、1,800万円見込んでいるところには出ているんですけども、この段階では、現在詳細な削減額について検討していると書いているんです。これは12月12日になるんですかね。その段階で検討しているところだと書いているんです。ところが2月の議会で答弁している内容を見れば、1,800万円を見込んでいて、もうこれは決まっているんだというような説明の仕方をしている。こっちの方が早い段階で削減額については検討中だと言っておきながら、2月の議会では決まっていると言っているんです。にも関わらず、今日出してきた資料、初めて文書として見るんですが、検討しているところだと書いてあるんです。検討しているんだったらこんなこと書けないんじゃないですか。まずは、その2点を説明して下さい。

議 長 関連しての質問とかはございませんか。

委 員 はい。今の委員からの質問に関係しますけれども、以前指定管理になったところを調べた中では、多くの指定管理者が公立図書館勤務経験者や司書の資格を持った人を一般に募集して業務に対応しているところがほとんどでした。ですから、今ご指摘をいただいたようなところがあって、全員がそのような優秀な人を抱えているのであれば問題ないと思いますけれども、今調べたように公立図書館。つまり今まで図書館で働いていた人達を少し安い賃金で再雇用する。あるいは司書の資格を取った若い新人さんをたくさん雇って司書率を上げたという数字はありますけれども、10年来の経験者。10年経ったら一人前になると言われている司書の人たちをたくさん雇っているという状況は、調べた中でほとんどなかったんですよ。ですから、そのような中で苫小牧市がそれ乗り越えて導入するというのであれば、それはすごいなと思いますけれども実態としてどのような部分を掴んでいるのかお聞きたいなと思いました。

議 長 後、関連してはございませんか。

館 長 それでは、民間事業者の専門的人材とか専門的な業者という表現をしておりますけれども、私どもは全国の公共図書館の中で導入している一部ですが図書館の調査を行いました。併せて、導入している主たる事業所を調べました。そういったところにおいて、話が出てきたのは、本社並びに支社。どこの範囲を示すかというのはありましようけれども、そういう人材を集めて既に配置する前から本社で教育をしている。そういった部分で資格の取得も含めて勉強をさ

せて、集中的にやっている。そして、経験を積ませている。当然、経験を積んでいる人間も中には含んでいるという話も聞いております。そういった中で、事業者がどういう事業者なのか。どこの事業者なのかという具体的なものを示せというは、申し訳ありませんけれども、今の段階では申し上げられません。これは、公募しますので、それは手を挙げてきた段階になります。我々はこちらから指名をするつもりもありませんし、あくまでもプロポーザル方式を採用していきたいと考えておりますので、そうした中で議会でも答弁させていただいておりますが、一定の水準に満たない場合には、導入さえも見送るという答弁をさせていただいております。そういった中で調査をし、判断をし、こういう形で示しています。全てがそうなるとは今の段階で言えませんが、今、私どもが取り組んできた中での情報は、こういう情報を得ている。研修の機会だとか色々な部分でも皆さんからご指摘がありました。公共図書館の職員の研修制度そのものは現在、道立図書館の研修制度が主たる内容となっています。その他に東北・北海道ブロックの研修会など色々なものがありますけれども、そういった研修の他に民間事業者の中では、独自に全国から集めた職員の中で研修を行っているというお話も聞いております。当然、個人情報扱い等についても非常に厳しい研修等を行っているというようなことも聞いておりますので、そこら辺は問題ないだろうと思っております。次に導入効果のお話ですが、議会においては、明確にいくらというお話はしておりません。1,800万円のお話については、図書館協議会の議論の中にも出てまいりました。計画段階で人件費を比較したものですというお答えをさせていただいております。従って、私が今詳細に渡って取り組んでいるというのは、人件費も物件費も諸経費も様々な要素を含め、きちんと精査をしております。当然、教育委員会に図書館担当職員も残りますから、そういったことも含めた中で、積算をしていますということですのでご理解をいただきたいと思っております。

委員 再度良いですか。質問1のところ、図書館雑誌とかそういったものを見てノウハウを持っているとか言っているんだというような根拠のようですがけれども、随分と無責任じゃないですか。例えば市議会でもこう言っていますよね、民間事業者の有するノウハウや柔軟な発想を活用することができる指定管理者制度の方がより良いサービスと効率的な運営を行うのに適していると考えておりますとはっきり述べているんです。何か根拠がなかったらこういうことは、はっきり言えないはずなんですね。何を根拠にして、こう言っているんですか。今だったら、雑誌かなんかそんなもん見たらそう書いていた。これが館長の判断基準になるとしたら残念ながらおかしい。質問2についてですが、2月議会で教育委員会はこう答えているんですね。費用の削減効果につきましては制度導入の段階では年間約1,800万円を見込んでおりますときちんと答弁しているんですよ。おかしいんじゃないですか。その辺をお願いします。

館長 私、いま民間事業者のお話をしましたけれども、雑誌から得ているとかそう

いったことは一切申しあげておりません。

委員　　なんて言いましたか。

館長　　あくまでも全国の導入済みの一部ですけれども公共図書館に調査をしておりますと申し上げております。

委員　　全国の公共図書館で調査をしたということですね。

館長　　全てではないですが導入されている図書館の一部です。それから1,800万円のお話ですけれども、あくまでも計画段階で1,800万円を見込んだということです。それは、従来からご説明させていただいているとおりです。その根拠はという答えも従前、協議会の中で説明させていただきましたけれども、人件費比較をさせていただきましたということです。

委員　　ですから私が言っているのは、議会に対しては年間約1,800万円見込んでいるとはっきり答えていながら、今日の説明では検討中ということですね。

館長　　今言ったように計画段階で1,800万円を見込んでいます。計画段階では人件費を見て見込んでいるというお話を何回もしました。今やっているのは人件費だけではなく全ての経費を積み上げた中でやっているということを申し上げております。当然、計画段階と今では違いますので最終的に幾らの経費が掛かるのか、基準管理費が幾らになるのかは、細かな数字の積み上げになります。例えば移動図書館車については、指定期間の中で車検が何回あるのか。当然、計画段階でトヨタ自動車北海道さんから寄贈をいただくということは考えておりませんでしたから、現実的にこういった差は出てくるわけです。そう言った今の現実の実態を見ながら一つ一つの数字を積み上げていかなければ、皆さんにお示しできる数字にはならない。そこはご理解をいただきたいと思います。

委員　　何を言っているか分からない。1,800万円というのは議会で言っていることで、ここに書いていることと同じですよ。今ここに書いているのは1,800万円を見込んで、現在詳細な削減額について検討しているところだと書いているんです。一方では見込んでいるからこのとおりにやりますとも取れるじゃないですか。しかも最初、ホームページに載せた。ここの協議会でも論議した。そしたら、やがてホームページからも削除しましたよね。そして、ここでどうしてホームページから削除したのかと論議したら慌ててホームページに載せたでしょ。あの経過を見ているから曖昧だなと思うんですよ。また、議会に対しては、はっきりと1,803万円ですか。そういうふうに書いている。ここに対しては検討しているところですよというふうに書いている。なんとというか、曖昧なことを書いている。スケジュールについても曖昧なことばかり言ってきているか

ら協議会としては不信感を持っているんです。これは水掛け論になるからきちんと確かめるべきところに確かめますけれどもね。

議 長 ちょっと待ってください。確認ですけれども、一つ目の質問は全国で導入している図書館とそこで指定している事業所を全てではないけれど調べたということですね。それから、1,800万円の見込については答申でも人件費を差し引いただけではないかというようなことがペーパーの中でもありますので、そういう指摘も含めて検討しているということで捕らえていいですね。

館 長 検討しているというのは、一つ一つの積み上げということでお話をしているので、先ほど言いましたように計画段階と今とはちょっと変わってきているので、その辺はご理解いただきたいと思います。

委 員 ちょっといいですか。今、論議がちょっと出ましたけれども、今日の会議は何の話なのかという部分を確認したいんですけれども、我々の答申に対する答えについての説明をもう一回聞くというのが今日の会議なのか。要するに先の話としては、議会や先ほど館長からの話では教育委員会が行うという話ですから、それを私達がひっくり返すというのはありえない話だと思うんですよね。ですから、今日の趣旨というのは協議会で話した内容で出したことに対する回答について、言葉は悪いですが、まだ疑義があるとかを聞きただす会議なのでしょうか。それとも何か違うものがあるのでしょうか。中の内容のご質問の意味は分かるんですけれども、その上で何をするのか分からないので、大変申し訳ないんですけれども、会議の主の目的が一体なんなのかを確認させていただけないでしょうか。

議 長 これは要請があったということで、館長の方からよろしいでしょうか。

館 長 はい。ご指摘の点十分分かります。基本的に行政側としては、諮問に対していただいた答申はそのままお受けする。そのことに対しては、あくまでもこういう考え方で取り組みますということを皆さんに公表するということが前提としてありました。ただ、協議会の流れからいった時に、協議会でこれだけ一生懸命議論して、協議してまとめたいただいた答申に対し、こういう考え方や経過だということを一回はお示しすべきではないかというご批判が正直な話ございました。そういったことで舌足らずな点はあるかと思えますし、委員おっしゃったとおり、今こういうご意見をいただいておりますし、覆すということにはなりませんけれども、そういった意図で協議会の皆様に一度、こちら側の勝手な言い分かもしれないけれども、お忙しいところお集まりいただいたわけです。

議 長 今日の位置づけにつきましてですけれども、私も実はその部分を一番心配

していた部分なんですけれども、既に話が次に次にと進んでおりますのでそこで、議会で話をされている中身を、ここに戻ってきてああだこうだとなっても、それは正直言いますと協議会の性格といいますか、役割を超えてくるのかなと思います。我々は正式にペーパーとして答申を上げておりますので、ペーパーで出したものというのは、正式に出した以上、その後一人歩きしてもらわなければなりませんから、それについては、教育委員会や市議会でそれを材料として質疑が行われているということについては、我々があげた答申がある意味材料になっているのかなと思います。そして実はあれですよ、市議会の中でここへの説明はないのかということも出ていましたよね。そして、答弁の中で、もう一度ここへも説明をしますという答弁もありましたよね。実はそういうこともあって、この場が開かれているのかなと私も思っておりましたが、いずれにしても、ペーパーそのものは先へ先へと進んでまいりますので、今日の話がどうなるということはないんでしょうけれども。

委員 我々の中でどっちにしたらいいのか。疑問にあることを館長にまた聞くのは良いと思うんですけれども、例えば今の話で1,800万円がどうなっているからどうなるっていう話をいくらやっても不毛のような気がする。我々はこういうふうを考えているけど、違うんじゃないですかという意見を言うのはいいと思うんですけれども、それをただ長くやりとりしても当然館長もどうしようもない話じゃないかなと思うものですから、我々の答申したことに対しての理解も含めて回答の部分で今、自分達の感じている疑問に思うこと述べる。教えていただけるとは教えていただくという形でやった方が良さそうな気がするんですけれども。

議長 そしてこの会議を何回も開くのが我々の役目ではありませんから、今日せっかく答申の後にもう一度それに対することを聞いていただきたいということで開かれているということで、ここで疑問に思っていることを出していただいて、その部分もあわせて記録になり、踏まえていただくということでよろしいですね。

館長 はい。

委員 いいですか。1,800万円になぜこだわるかというのは根拠が曖昧なんです。根拠が曖昧だから、何を根拠に言っているのか。だから議会に対しても違うんですね。ここでは検討中。検討中のものを前にも指摘したんです。検討中のものをなぜ諮問するんだと指摘したことがあるんですけれども、今日見てびっくりしたんですけれども、いまだに検討中なのにスタートする。こういうことなんですね。では、三つ目に行きます。2ページ目の上の方なんですけれども、様々な懸念について問題が記載されていると図書館協議会の答申においては指摘している。それに対して、教育委員会としてはいずれについても、対応が可

能であると考えているんです。何も答えてないでしょう。なぜ、対応できるのか。協議会が出しているたくさん疑問点に対して、こういうふうに対応するから可能だというような説明がないのに対応が可能であると考えているとか、非常に抽象的というかなんと言ったら良いか分からないんですけれどもね。

委員 先ほど、委員も指摘されていた部分ですよ。

議長 委員の方は、もっと細かな部分で我々せつかくペーパーで出したんだから、一つ一つの部分にもう少し丁寧に答えてくれていいのではないかということですね。そのあたりはいかがですか。

館長 おっしゃるとおりかと思いますが、ただ取り組みとしては先ほど当初に申し上げたとおり受け止めさせていただきながら、取り組んできているということで、一般的な回答といいますか、考え方を示させていただいております。そこら辺の部分についてないがしろにしているということではなくて受け止めた上で、個々の小さな細かい部分を丁寧に対応できるかどうかという部分は、可能だということでもとめさせていただいております。

委員 今まで出来なかったことは仕方がないと思うので、12月で今は3月ですから3ヶ月経っていますので、具体的に細かくいつどこで誰がどのように対応するから可能なのかということは今後開示していただけるように、市民に対する説明責任もあるのではないかなと考えておりますので、そのように対処していただけたらと思います。

議長 具体的な説明をしてほしいということですね。後、質問の部分で時間が随分経ってしまいましたが、こうしてほしいという意見も含めて何かあれば出していただきたいと思いますが、何かございませんか。

委員 12月12日に出された答申に対する考え方の1ページ目ですけれども、先ほど図書館協議会に指定管理者制度導入についての説明をしてきたと話されていますけれども、説明してきたとか説明したというふうなことは聞いているけれども、中身が全く説明がなかったんです。例えば未だに明らかにされていないのは、こう言ってますよね。指定管理者、いわゆる企業の受け持つ部分と市が受け持つ部分をはっきり区分けをするんだ。全ての項目で言えば550項目ある。550項目を管理者、会社が受け持つ業務と教育委員会が受け持つ業務を仕分けしているんだと答えているんです。これについて何時答えてるのか。なぜこういう質問をするかということ、全部丸投げするんだったらわざわざ550項目を仕分けする必要はないんですよ。ところが、550項目の図書館業務の中でどちらがどの業務を受け持つかを検討中だと言うから、ひょっとしたら丸投げじゃなくて、恵庭や北広島のように直営でやりながら企業に業務委託するのか、そこ

がずっと分からなかった。諮問が出されて諮問について質問している段階でやっと釧路のように丸投げするんだと分かったんです。550項目というのほうそだったのか。そして未だに550項目の仕分け作業をしているのか。これをちょっと明らかにしていただきたい。

議長 関連して何かありませんか。

館長 委員のおっしゃっている550項目というのは、多分推測で言いますが、平成22年あたりの議会で答弁している内容の職務区分の話をしているのでしょうか。私の方で550項目というお話をした記憶はないんです。もし、職務区分のお話であれば現在は348項目に変わってきていますし、当初からお話しているのはこの問題で一番大事なのは、役割分担と申しますか、行政の責任の部分、民間の部分を明確に示す必要があるということです。これは他の施設と一番違うところなんです。例えば寄贈の問題もそうです。寄贈の問題は苫小牧市に対して寄贈するのであって、指定管理者に寄贈する訳ではありません。市が寄贈を受けて、それを指定管理者に受け継ぎ、管理をしていただくんです。したがって、業務の区分を明確にしていきますよというのは、業務仕様書、要求水準書に示される部分になりますから、そこら辺は今の段階ではお示し出来ませんという回答もこの席上でしたはずです。そこら辺はご理解いただきたいと思います。

議長 よろしいですか。

委員 逆に初めて348項目というのを聞いたんですけれどもね、これなんのために仕分けをやるんですか。

館長 私は348項目の仕分けをすることは今、言っておりません。

委員 なんで348項目って言ったんですか。

館長 委員が550項目と言ったのが私には理解できなかったもので、委員は多分、22年の議会答弁に出てきている話を今しているのかなということでお話したんです。その550項目は現在は348項目に変わっていますということです。

委員 私が協議会委員になってから550項目について一度質問しているんです。これは一番最初、苫小牧民報が新聞に出したんです。確か平成22年9月くらいだったと思う。550項目の仕分け作業に入っているという新聞記事が出ている。それで何回か協議会の人とか、その他の人に聞いたことがあって、ここでも一度550って言ったかわからないけども仕分け業務について聞いたことがある。それはいいんですけども、348項目を今やっているんですね。

館長 やっていません。

委員 じゃあなんでそれを出したんですか。

議長 出してないですよ。

委員 今、話しましたよね。348がどうのこうのって…。

館長 今、委員が言われたので話をしただけですので…。

委員 それでは、そういうことは一切ないということですね。そういう仕分け作業とかは、最初は22年度は550項目でやると言っていたけれども、いつの間にか止めたと考えて良いんですか。

議長 ちょっとすいません。私、議長なんですけどその話にまったくついていけないんですが、話は見えてますか。

館長 多分、委員がおっしゃられているのは、22年当時の議会答弁のお話をされているんで、22年当時の議会で、一番最初の段階でそういう答弁経過があります。それは多分、公共図書館の職務区分というのがあります。一般的にどこでも共通する区分があるんですが、それについて民間が良いのか、行政が良いのかというやり方をしていた経緯がありました。しかし、私はそうではないと思っておりますので、そういった作業は一切やっております。ただ、間違えないでいただきたいのは、先ほど言いましたように行政の責任というのがありますから、その中で役割分担というのには必要なんです。例えば、図書館協議会の会費を払うのは市が払いますから、この業務は市がやらなきゃいけないというようなことです。

議長 役割分担をきちんとやっていきますという我々の答申の部分については、そういう見解で進めていますということですね。

委員 答申には、様々な業務に就いて答申しているんです。だからそこを曖昧にされると何のために答申を出しているか分からなくなるんです。

議長 分かります。ですから、先ほどから言っているように一つ一つについて対応が可能であるという一文に収められたら困るんだ。もっと一つ一つについて丁寧に検討して説明をして欲しい。それに基づいて考え方を持って進めて欲しいということで、その部分については、先ほど委員がおっしゃったように、この会議を開けという意味じゃなくて我々にもホームページ等を通してでも、開示

をして欲しいというお願いですね。そのあたりよろしくお願いします。

館長 分かりました。

議長 答申を出して既に話が進んでいる中で、せっかくこのような場を設けて我々に説明をしていただいたという趣旨を踏まえて質問なり意見を出していただければと思います。

委員 あのね。議長。どこの諮問に対する答申でも審議会なり協議会の性質からいって、諮問が出されたのに対して答申した。それを受ける受けないは、今回は館長ですけれども、館長の胸の中に収めて良いんですよ。それを1ヶ月も答申を公表しない。そして、こういうような弁明書を書くというのは審議会とか協議会のあり方からしたら異常なんですよ。だから、私は問題にしているんですよ。会長が言ったように答申は一人歩きして良いんですよ。一人歩きするんだからこんな答弁書なんか書く必要ないんですよ。最初からけんかを売っているわけなんだから。だから、わざわざこんなもの書いて、出して。しかも我々を集めて、そんなことでなんのためにこんな答弁書を書かなければならないんですか。

議長 話が振り出しに戻ってしまいますんで。本来私もこの会議を開くつもりはなかったんです。要請があって開きましたけれども。もうすでにステージが変わっていったという部分で、幸いなことに我々がそれぞれの委員の意見をとにかく上げるということで作った答申が教育委員会なり、市議会でも取り上げてくれて話題にされ、判断の材料にされているということは、素晴らしいことだと思っっているんです。そういう中で出来上がってきている資料ですよ。その中で私もちょっと見ましたけれども、ここに対して説明がないのかという議員さんの声もあり、もう一度きちんと説明しますという答弁があり、この会議が開かれているということですので、本来なら答申を上げた時点で、我々の果たすべき役割は果たしたもんだと思っっているんです。

委員 だから問題なんですよ。答申を出したらそれを受け取ってそれでいいはずなのに、わざわざ答弁書を出して協議会の考え方は間違っているよということですよ。それでなかったらあり得ないことを、どこの審議会でも協議会でも出した答申に対してわざわざ意見書を出すのか。そんな異例なことなんてないですよ。そんなふうに出すのであれば、きちんと答弁させろということをおっしゃっているんですよ。

議長 これが我々あてに作られたものなのかどうなのかと、今日の開催趣旨も含めてちょっとお願いします。

館長 今ほどいただいたお話は、私の責任として申し訳なく思います。舌足らずな点がありました。今お配りしている資料は、議会等でも公表が遅いというご指摘もありました。昨年12月末に全てを公表し、今お配りしている資料についても、ホームページ、館内での閲覧。そういった部分で全て皆様にお示しさせていただいております。そして、本来やるのであればもっと早い時期にすべきじゃないかというご指摘もあろうかと思いますが、今日になってしまった。そういう点ではお詫び申し上げます。ただ、皆様の意見は意見として受け止めさせていただいているということで、表現の仕方は悪いかもしれませんが、今日お集まりいただいたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

委員 事務局側の進め方としては遅かったんで良くないと思うんですけども、この会としては答申を出したので、それで終わりだと基本的には思います。ただ、指定管理者制度に対する反対意見で経緯も出されたわけなので、今回礼儀としてこの会を設定されたと思っていますので、そういう意味では正しいやり方なのかなと思います。ただ、書いてある文書を見るとさすがにちょっと不足ではないかなという部分は各委員から言われているとおりですので、もう少し具体的な中身だとか各委員さんから言われたことを含めて解説すべきかなと思います。そして、会の趣旨は分かりましたので、収めてもいいのかなと思います。

議長 そういうことでよろしく願いいたします。そのあたりも踏まえてどうしても言っておきたいことありませんかということでよろしく願いします。

委員 答申の始めに図書館行政の基本理念や将来の図書館像が示されていないことがまず一番問題だということで、答申の中で述べさせていただきましたが、実際に答申にまとめた図書館像に対して、図書館はどういうふうにお考えで、何が現状で問題があるから指定管理者にしようとしているのかという基本的なところが述べていないので、もう一度あらためてきちんとお話を伺っておきたいなと思いました。現状のままではどこが問題でそれに対してどうなのか。今の理想像はどう思われているのかお願いいたします。

館長 ワーキンググループの皆さんが中心になってがまとめていただいた報告書があります。私は図書館は本の館が第一義的なものと捕らえています。その他に空間だとかそういう部分があろうかと思いますが、今年のお覧にもお示しさせていただいておりますけれども、図書館が第一義的だと思います。それから、情報の館であり、空間の館であり、つながりの館であろうと。こういったものを中心に今後図書館は運営していくべきだろう。これらを考えたときに、先ほど冒頭お話したとおり、様々な行財政の取巻く環境の中では難しいという判断に立ち、民間の能力と活力を活かしながら、官と民が顔の見える関係の中で一緒に運営していくというのがベターだと考えております。

委員 行政的に大変な時期にきているので、経費削減を主な目的ということで先ほどおっしゃった空間とか教育、学習、文化を守り育てる中核施設と考えてよろしいですか。その中核施設でありながら、経済的に大変なので指定管理を導入することによってなんとか守り育てようということでしょうか。

館長 そういったことも往々に含んでいます。

委員 それ以外にないんでしょ。金でしょ。後は付けたしでしょ。

委員 現状でいいとは思っていないけれども、現状プラス改革することによって指定管理者を導入することよりも、より近いのではないかという答申をまとめているわけですがけれども。

議長 もちろん市の方としては、経費削減はもちろんあるけれども、我々委員会から上げた意見というのは理想に近づく図書館を是非目指して欲しいという答申ですので、この部分さらに意見反映といいますか、組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

館長 はい。わかりました。

委員 いいですか。館長は去年の要覧に今おっしゃったように図書の館とか情報の館とか書いていますけれども、10年間国会図書館の司書をしていて今、作家をしていて山梨県立図書館長の阿刀田高さんという人がいまして、施設のことをいう館長は馬鹿というか館長ではないということを図書館雑誌の2013年1月号に書いています。一番大事なのは人なんだと書いています。館長が一番大事にしなければならないのは人なんだ。人の中には利用者も入るんです。施設のことなんか3番目でいいと専門家が書いているんです。それを施設がどうのこうのと言って、図書館条例にあるように苫小牧市の教育、そして文化の発展に寄与するところが図書館だと謳っているんです。それをまったく抜きにして図書の館とかって言うのはやっぱりおかしいんです。これは批判だから、これで終わりますけれども。

館長 施設のことを言って館と言ったわけではありません。

議長 何度も言いますがけれども、答申の中に我々の想いというのは込められているかと思えますし、その部分が材料としてこれからも使われると思えますし、館長もその辺の意を汲んでいただいて丁寧な分析といいますか、そして公表していただくというあたりをよろしくお願いいたします。

委員 先ほど1,803万円の効果額の話が出ましたけれども、その数字はさておき、

答申の中で教育委員会にも図書館担当者として少なくとも数名の増員が必要であろうから、その分の人件費が考慮されなければならず、先に示した効果額とはならないのではないかと。多分、項目は別にあがってくると思いますけれども、図書館担当として何人かの方が教育委員会に残るということであればその人件費は図書館の人件費として見ざるを得ない部分があるのではないかとということと、指定管理者が導入になってサービスの向上に取り組むこととなれば、当然、休みを返上したり、開館時間が長くなる。そうすると、他の指定管理になっている例を比べさせていただきましたが、働いている時間を短くして、3時間、5時間の嘱託、アルバイトを含めて短期に雇用する人を何人も、しかも司書の資格を持っている人を入れることによって数字的には司書率はあがったと出てきますけれども、いろんなレファレンス業務のお話を聞いても良く分からないという人が増えることと、開館時間を長くすると暖房費だったり、電気代だったり管理運営費が今以上にかかってきますから、全体的な価格を下げて指定管理が受けたとすると、営利を目的とする企業が受けるわけですから当然人件費にしわ寄せがきて、官製ワーキングプアになる恐れがあるよということとを特に答申の中で謳わせていただいておりますので、特にその辺はきちんとできるとお話を聞いていますので、その辺はどういうふうに具体的に考えているからできるんだということとをさら詳しく懸念されることをあげて説明して欲しいと思います。それから、図書館協議会の答申に対する考え方で、ちょっと言葉的な問題ですけれども市民の声の一つとしてまとめていただいたものと受け止めており尊重いたします。これは、当然市民の声の一つには違いありませんけれども、ある意味市民の声の代弁者、代行者でもあると考えておりますので、一つとしてまとめていただいておりますと書いてあるにも係わらずその後の説明に関しては、一つも言及されていない。何も反映されていないということは大変残念に思いますので、今後答申を重く受け止めて、教育委員さんも含めて色々なところで活用されて、一つでも多く図書館協議会の中の意見も取り込んでいただきたいなと更に申し上げて終わりにしたいなと思います。

議長 他に言い忘れなどありませんか。

委員 民間の立場で申しますとコスト削減のために民間を活用するとか聞かなくてですね、それだけなのかと。民間にするメリットなどをしっかりと出して欲しいと思います。聞いていると官でやった方がいいけど、お金がないので民にしましょうね。デメリットはこれだけ補足しましょうねとなっちゃうような気もするんで、そうではないと思うんですよね。本来であれば民間でやることは民間でやって、官がやらなければいけないところだけを官がやるというのが本来のあり方かなと思うものですから、ちょっとそこら辺少しニュアンスで気になる場所がありますので、是非民間のメリットも謳っていただければと思いますので、お願いしたいと思います。

議長 まだ、発言されていない方もいますけれども、委員何かありませんか。

委員 特にないんですけれども、民間で出来ることは民間で、官が出来ることは市がやるというのは明言されているんじゃないですか。そういう方向で指定管理制度をあれしていこうという感じですよ。だから、それに期待すると言ったらおかしいですけれども、私はそういうふうに思っていますが、指定管理制度が始まるので、色々なことが出てくるのかなと思います。

議長 委員いかがですか。

委員 同じような気持ちで聞いていましたけれども、先ほどおっしゃっていたように、民間になるからこそそのメリットをもっとアピールするというか、民間だからこそ出来ることというのをもっとはっきり謳っていくということと、教育委員会の方の覚悟というか、間違いない確実な詳しい方の人材というのをすごく大切にしていきたいなと思います。

議長 委員いかがですか。

委員 私も負のことばかり考えるということじゃなくて、申し訳ないですけれども、やはり一つでも今の図書館より良くなることがあれば良いんじゃないかという感覚しかありません。ただ、変な言い方かもしれませんが、我々は監視というかチェックを一市民として色々な意味でチェックできる。色々な問題も起きるかもしれないけれども、チェックして解決してもらおう。そのための解決するためのパイプはちゃんと作っておいて欲しい。そういう意味も含めて答申で、できるだけ考えていただく。その上で作っていただければとしか思いません。

委員 すいません。一つだけ誤解されているようなので申し上げたいと思いますが、まず図書館協議会に参加してこの話が出たときに、私は指定管理はいいんじゃないかなと最初思ったんです。私自身もNPO活動をしておりまして、民間活力、ノウハウを活かしてどんどんやった方がいいんじゃないかなと思ったんです。ところが、図書館の内容を色々調べてワーキンググループに参加することによって分かったのが、図書館の中の司書さんを通じて人がとっても大切なのが図書館であって、その人作りがきちんと出来ていない図書館はいかに設備が良くなったり開館時間が長くなっても、中身が大切なんだなと思ったんですよ。それは4年間という指定管理で人を切ってしまうことによってつながることではなくて、10年間司書として経験したものをさらに土地なり、苫小牧の地域性というものを活かして、人と一緒に図書館が歩いていく。一つ一つの選書なり除籍も、色々な蓄積の中で、今判断しないといけないんですね。例えば古いものでも大切な物。古いから捨てなきゃいけない物。その場で一つ一

つ判断していかないといけないというのは、非常に地味で細かい作業なんだけれども、すごく大切なことをやっているのが、図書館の業務なんだなと感じて、今の図書館の方々の努力の結果で今、ここにきているんだなと良く分かりました。そして読み聞かせ活動を通じて、今、連携で色々と一緒にやらせていただいて、現在直営でやっている図書館が持っているノウハウでやっている事業も非常に上手くいっています。そして、その中で私達民間との共同作業ということで、図書館と一緒にやってみようという気持ちもあります。ですから、人を大切にしない図書館というのは、未来像としてはもったいない。しかも指定管理になったところを見ると 250 万円くらいで若い女性ばかりが雇われて、結局年収的に一人暮らしが難しいので 2 年 3 年で辞めてしまって、違う仕事に就かざるを得ないという現状が調べたら出てきたんです。つまり、司書率はあがりましたがというけれども、そこに長く勤めて、図書館の理想を持って、情熱を持って図書館と一緒に成長していくことという人達が続けられないのがある意味指定管理になっている現状が分かりまして、最初は民間活力が良いのではないかなという思いが多かったんですけれども、調べることによってだんだん気持ちが変わってきて、直営が良いとか指定管理が良いというのは、その街の中で図書館というのが文化教育の施設としてきちんと受け止められて、縦割りの行政が一つここでは、年金だろうが健康だろうが色々な分野で全部図書館が受け止めて、そこから発信していく力を持つことによって、随分縦割り行政が変わってくる。そういう点では図書館も人づくりをきちんとやりながら一緒に進んでいく。街づくりの基本の教育文化施設であって欲しいという思いを込めてやらせていただいたので、指定管理になってからもそういう視点は変わりませんので、指定管理になってからもその気持ちを受け止めて、人を育てながらこの街と共に生きる施設として頑張っていけるように我々も努力していきたいなと協議会に参加して思った次第です。ですから、民間だからその活力がというのはもちろんありますけれども、だからこそ、そういうことも目指しながら、現在危惧されている、懸念されていることは一つ一つ受け止めてチェックの体制をきちんととりながら、そういう視点を持って、今後進めていただきたいなと思います。

議 長 後の方はよろしいですか。

委 員 今の委員の言っていることに非常に関係するんですが、2 ページの一番下に指定管理者担当部門を設置すると書いてあるんですが、前にも一度質問したけど、まったく答えがなかったんですが、また同じことを書いています。市教委におきましても、指定管理者担当部門を設置すると書いてあるんですが、これ、今の段階でもまだあきらかにならないんですか。例えば函館の場合、館長も副館長も係員も嘱託職員 7 人と配置してですね、業務委託をしています。そこまでは、いかないわけですね。苫小牧の場合は、丸投げするわけですからね。そうすると、指定管理者担当部門というのは非常に重いというか、責任

のある部門になるんです。これ今でも説明できませんか。

議 長 説明できますか。

館 長 説明できません。

委 員 それでは、指定管理者を厳しい目で選んでいただいて、その後も外部からのキチンとしたチェックをできる体制を整える。できないところは退いてもらって、新たな指定管理を入れるというチェックをできるシステムを作るということですね。

議 長 指定管理が入ると決まったわけではございませんので、ステージが次に次に進んでいくということですので、次に教育委員会。そして、最終的には議会ということですので、委員の皆さんも図書館が好きで、苦小牧が好きで非常に愛着があるがゆえに心配も大きいということで、この場に色々な意見反映を下さっていると思いますので、館長にはこの先も意見が吸い上げられるように努力していただきたいということでお願いをして、今日はこの会を終わらせたいと思います。そういうことで、司会の方をお返ししたいと思います。

副館長 会長、大変ありがとうございました。それでは、本日の会議につきまして、これで終了させていただきたいと思います。皆様、お忙しいところ大変ありがとうございました。

閉 会 15 : 35

<出席者>

◎委員

渡部 哲 会長

谷口 佳子 副会長

岡田 房子 委員

中村 峰子 委員

長谷川 博一 委員

深澤 治稔 委員

依田 俊秀 委員

◎教育委員会

石井 之博 中央図書館館長

今井 章子 同 副館長

藤原 誠 同 管理係長

<欠席者>

◎委員

齋藤 健二 委員

鈴木 一恵 委員

林 晃平 委員